

越谷市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 (骨子案)

令和2年4月6日
保健医療部生活衛生課

1 改正の趣旨

厚生労働省が、最新の知見等を踏まえ、「公衆浴場における衛生等管理要領」を改正しました。これを受けて、当市の公衆浴場法施行条例における、水質管理の対象拡大、用語の定義の追加を行います。

2 改正の内容

(1) 水質管理の対象拡大

これまで、原湯、原水※、上がり用湯及び上がり用水※に水道水を使用した場合は、水質管理の対象外でしたが、水道水を使用する場合も対象とします。

※原湯、原水…浴槽に直接注入される湯や水

※上がり用湯、上がり用水

…洗い場やシャワーの水栓から出る湯や水

(2) 用語の定義の追加

次の定義を追加します。

- ・飲料水：水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水その他飲用に適する水をいう。
- ・集毛器：浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。

3 施行期日

公布の日（6月予定）